

ブラッファーズ スキー&スノーボードクラブ 会則

第1条(名称)

この会は「ブラッファーズスキー&スノーボードクラブ」と称し、新日本スポーツ連盟・滋賀県勤労者スキー協議会に加盟します。

第2条(目的・活動)

- 1、この会は、スキー&スノーボードを通じて心身を鍛え、スキー&スノーボードの楽しさを広めます。また、スキー&スノーボードを通じて、子供達の健全な心身の成長の為に積極的に活動します。
- 2、この会は、スキー協の指導により、だれでも、楽しく、早く上手になる様にするとともにスキー&スノーボード理論、技術の向上をはかります。
- 3、この会は、安くて楽しいスキー&スノーボード行事を計画し、会員相互の親睦を深めます。
- 4、この会は、目的を達成するために、すべての会員で運営し、会員は会の行事にすすんで参加します。
- 5、この会は、同じ目的を持つ他の団体とも協力して運動をすすめます。

第3条(会員)

- 1、この会は、スキー&スノーボード愛好者で、この会の会則を認める者は誰でも入会する事が出来ます。但し、18歳未満の場合は親の同意を必要とします。
- 2、脱会は自由としますが、所定の手続きを必要とします。

第4条(機関と役員)

- 1、総会は、この会の最高決議機関であり、原則として年1回、9月中に会長が招集します。また、会員の3分の1以上が必要と認めたとき及び会長が必要と認めたときに開きます。
- 2、この会の目的達成のために、次の役員をおきます。

会長	1名
事務局長	1名
会計	1名
会計監査	1名
運営委員	数名
広報HP	数名
技術委員	数名
- 3、総会は定数の過半数で成立し、決済は出席者の過半数で決定します。

第5条（財政）

- 1、この会の財政は、原則として会費及び事業収入等でまかないます。
- 2、年会費は会計年度に徴収するものとします。詳細については、下表を参照する。

	入会金	年会費	備考
会員 (18歳以上の勤労者)	0円	4,000円	
家族会員	0円	0円	年会費は家族の代表1名から徴収
複数クラブ登録会員	0円	1,000円	
準会員 (学生)	0円	0円	

- 3、この会の会計年度は、9月1日から8月31日までとします。

- 4、納入した会費は返却しません。

第6条（補助金）

- 1、この会は、会員が以下の資格を取得時に5,000円の資格補助金を支給する。
 - ・スキー指導員、スノーボード指導員
 - ・セッター
 - ・山スキーリーダー
- 2、この会は、指導員が指導員名札を作成時に実費を支給する。
- 3、この会は、指導員が年次登録時1,000円の補助金を支給する。

第7条（変更・事故責任）

- 1、この会則の改廃は、総会で3分の2以上の多数決により決定します。
- 2、この会の主催した行事・活動中に事故が起こった場合、救急手当て行いますが、その事については、当会は、一切の責任を負いません。

付則 この会則は平成 4年11月29日施行。
平成26年 9月20日改定(1)
平成28年 9月24日改定(2)
平成30年 9月13日改訂(3)